

辰野町農業委員会総会議事録

1. 開催日時 平成23年11月4日(金)午前8時30分から午前9時50分

2. 開催場所 辰野町役場2階第6会議室

3. 出席委員(16人)

会長	1番	武井 典夫
会長職務代理者	2番	三澤 省三
委員	3番	松澤 覚一
	4番	山崎 今朝利
	5番	野澤 宏
	6番	赤沼 君人
	7番	尾坂 壽夫
	8番	根橋 建太郎
	9番	山内 良春
	10番	赤羽 則子
	11番	小澤 高佳
	12番	上島 明德
	13番	下田 節子
	14番	勝野 次郎
	15番	小野 一喜
	16番	赤羽 武直

4. 欠席委員 なし

5. 議事日程

議案第1号 農地法の規定による許可申請について

議案第2号 農業経営基盤強化促進法の規定に基づく決定について

報告事項 専決事項について

(1)10月許可決定の5条2件については長野県農業会議から10月17日付で許可相当の意見答申があったので、許可指令書を交付した

(2)農地法第18条第6項の規定による届出

その他

6. 農業委員会事務局職員

事務局長	役場産業振興課長 中村良治
事務局次長	役場産業振興課補佐兼農政係長 足助和実
書記	役場産業振興課農政係専門員 千田茜

7. 会議の概要

<武井会長>

皆さんおはようございます。早朝より本日は総会ということでご足労願っている訳でございます。皆さんもご存知のようにここ数週間新聞テレビ等で報道されています、TPPについて大変日本の社会の中では話題になっているナンバーワンだそうでございます。それよりも私は東北の復興の方が先じゃないかこんな風に思っておりましたところ、今日の農業新聞にも書いておりますように、復興を先にしてもらわなければならないという風な状況の中ではございますが、農業委員会そして農業者に対しての一番の、このTPPに参加した場合に前原国会議員はその席について状況が悪ければ退場すればいいじゃないかという風なことを言われておるわけでございますけれども、一端テーブルにつけば何らかのお土産をもらおうと、そのお土産というのは農家にとって大変不利なお土産ではないかこんな風に悩むわけでございます。そういう風な中で皆さんには各個人個人の皆さんには大変、この反対運動に力を注いでいただいております。この12日にどのように進むかということが決まるわけでございます。その決まった時点で農業者がどういう風に進むというようなことを考えざるを得ない状況ではないかと、こんな風に思っております。これからここ数日間が山場ではないかと、こんな風に思っております。皆さん方におかれましては、機会あるごとにこのことについては自分達の農家の周りの人たちに反対の趣旨というものについて説明をしていただければ幸いだと、こんな風に思っております。また、今代理の方からお話しがありましたように、私共の一年間の集結である(耕作放棄地の)地籍の調査、今日までということで皆さん方には大変ご苦労願って調査をしていただいたと、こんな風に思っております。その結果についてまた事務局の方で出していただけて、私共が調査した状況について説明をしていただけて今後どういう風に進めるかということをしていかなければならないという、大きな課題もあります。そして農業委員の一つの運動であります大豆・ひまわりの収穫そして加工というようなことが出てくるわけでございます。大変年の瀬になって忙しい作業が入ってくるのではないかとこんな風に思います。どうか皆さん方、気候の変わり目でもありますので、健康には十分注意されましてこの農業委員会の活動が無事終わりますようお願いをして開会のあいさつにしたいと思っております。よろしくお願いいいたします。

それでは、議事録の署名人でございますが、13番の下田委員、それから14番の勝野委員をお願いしたいと思います。

それでは4番の議事に入りたいと思っております。議案第1号、農地法の規定に基づく許

可について、事務局の方からご説明をお願いします。

【議案第1号、3条の規定による許可について、1～3番朗読】

<足助事務局次長>

1番、所有権の移転でございます。

大字伊那富...番地2にお住まいのAさん所有の、大字伊那富字山腰...、地目は畑、面積674㎡を、大字伊那富...番地にお住まいのBさんが取得するものです。譲渡人と譲受人は親子であります。所有権の移転をするための申請でございます。譲受人の保有している農業機械、労働力、通作距離等見ても効率的な利用が可能であり、また農地取得後の農業経営面積は32aで下限面積を超えております。また今回の権利の取得により周辺農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものと考えられます。よって農地法第3条第2項各号には該当せず許可要件の全てを満たしていると考えます。この件につきましては、野澤委員と尾坂委員から意見書をいただいております。

<武井会長>

それでは野澤委員の方から意見を求めます。

<5番野澤委員>

野澤です。尾坂委員と10月18日に現地調査をC不動産の立会のもとに実施しました。この地区は当然国調も調査済みでありまして、譲渡人と譲受人の関係ですが、3月の総会の時にも競売の関係でこういう関係が生じたことがありまして、そういったちょっとややこしい、Aさんの方が保証人になったためにいろいろ生じたというのがありまして、これも親子でということで売買されるということでございます。他に特に問題はありませぬので、ご協議をお願いしたいと思っております。

<武井会長>

ただ今野澤委員から詳細について説明があったわけでございます。この件につきましてご質問またその他のことでお聞きすることがありますでしょうか。(「なし」の声)はい、異議なしということですのでこの件につきまして許可することに決定いたします。次に2番の方お願いいたします。

<足助事務局次長>

2番、所有権の移転でございます。

大字小野...番地にお住まいのAさん所有の、大字小野字けづり畑...、地目は畑、面積277㎡と、大字小野字深沢...番、地目は畑、面積456㎡を、諏訪市大字上諏訪...番地にお住まいのBさんが取得するものです。3条の3番と同時申請でございます。譲渡人と譲受人は親子であります。所有権の移転をするための申請でございます。譲受人の保有している農業機械、労働力、通作距離等見ても効率的な利用が可能であり、また農地取得後の農業経営面積は32aで下限面積を超えております。また今回の権利の取得により周辺農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものと考えられます。よって農地法第3条第2項各号には該当せず許可要件の全てを満たしていると考えます。この件につきましては、野澤委員と尾坂委員から意見書をいただいております。

農業機械、労働力、通作距離等見ても効率的な利用が可能であり、また農地取得後の農業経営面積は34 a で下限面積を超えております。また今回の権利の取得により周辺農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものと考えられます。よって農地法第3条第2項各号には該当せず許可要件の全てを満たしていると考えます。この件につきましては、勝野委員と小野委員から意見書をいただいています。

<武井会長>

それでは勝野委員に意見を求めます。

<14番勝野委員>

はい、14番勝野です。この案件につきまして10月14日に小野委員とAさん立会のもとで現地確認をしております。譲受人と譲渡人の関係は、本家と新宅の関係でございまして、二人とも年代も同じ年でございまして、たまたま長年耕作してきたそれぞれの土地が本家と新宅で入れ替わってずっと耕作維持管理してきたというようなこととございまして、将来的なことも考えて土地の集約も含めここでお互いに譲渡して将来に憂いを残さないようなかたちで解決していきたいというようなことで取り組みをされたということとございまして、いずれも下村の地籍で自分の農地の近くにあるのでそれぞれ長年念願であったということとございまして、今回譲渡の話がまとまったということとございまして、以上のようなこととございまして、よろしくご審議の程お願いいたします。

<武井会長>

ただ今勝野委員から状況について説明があったわけとございまして、この件につきまして何かご質問等とございましてでしょうか。（「異議なし」の声）よろしいですかね、はい。この件につきまして許可することにいたします。

<足助事務局次長>

それでは3番、3番につきましては、2番と同時申請です。

諏訪市大字上諏訪...番地にお住まいのBさん所有の、大字小野字けづり畑...、地目は畑、面積211㎡と、大字小野字深沢...番、地目は畑、面積581㎡を、大字小野...番地にお住まいのAさんが取得するものです。先程の2番と同時申請で農地の交換とございまして、譲受人の保有している農業機械、労働力、通作距離等見ても効率的な利用が可能であり、また農地取得後の農業経営面積は34 a で下限面積を超えております。また今回の権利の取得により周辺農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものと考えられます。よって農地法第3条第2項各号には該当せず許可要件の全てを満たしていると考えます。この件につきましては、勝野委員と小野委員から意見書をいただいています。

<武井会長>

2番と関連をしておるわけでございます。勝野委員の方から説明をお願いいたします。

<14番勝野委員>

この件につきましても、まったく2番でお話ししたとおりでございまして、それぞれこちらの土地についても入れ替わって耕作してきてしまったというようなことで、ここでお互いに子どもたちに引き継いでいくにこのままではいけないというようなことで、自分達の代では理解していてそれでいいじゃないかということでやってきたけれど、無償譲渡ということでこの2番3番のことについて面積もほとんど変わらないということで、交換というような形でやるというお話でございまして。Bさんの方は諏訪にお住まいですけれども、息子さんが諏訪から通って耕作するというところでございまして、これからもそんな形でやっていきたいということでございまして。以上です。

<武井会長>

ただ今詳細について説明があったわけでございます。何かご質問ございますか。(「なし」の声)異議なしということでございまして、この件につきましても許可することにいたします。続いてお願いいたします。

【議案第1号、4条の規定による許可申請について1番朗読】

<足助事務局次長>

それでは4条であります。

1番、住宅敷地の拡張でございます。

大字樋口...番地にお住まいのAさんが所有いたします、大字樋口...番地、地目は畑、面積129㎡を、自身の住む宅地の拡張をするための申請でございまして。この後説明します5条4番と同時申請でございまして、自宅の裏にある申請地横に息子の住居を新築することから現在の宅地に通路を新設するため宅地が狭くなるため、その分を拡張するものです。申請地は10^分未満の農地集団に接しており消極的2種農地と判断しましたが、既存宅地の拡張であり位置的代替性がないことから許可はやむを得ないと判断いたしました。この件につきましては山内委員、下田委員から意見をいただいております。

<武井会長>

それでは山内委員の方から詳細の説明を。

<9番山内委員>

はい、それでは今の件に対しまして説明を申し上げます。10月17日下田委員にお願いをいたしまして、二人で現地を確認いたしました。大半が自分の所有する土地で

ございます。全部国調もすんでおりますしきちつとしております。現在の農業用の物置というような形で状況は宅地化している状況でございます。この際きちつとしていただければ問題ないと思います。なお、5条の4番、先程も事務局から説明がありましたけれども、長男の住宅を建てるに関連いたしまして、5条と関連して4条の申請でございます。ご審議をお願いしたいと思います。

<武井会長>

ただ今、4条と5条の4番につきまして担当の委員から説明があったわけでございます。宅地化されている所であるということでございますが、この件につきまして何かご質問等ありますか。（「なし」の声）それでは異議なしということでこの件につきまして許可することにいたします。

【議案第1号、5条の規定による許可申請について1～4番朗読】

<足助事務局次長>

それでは5条であります。

1番、賃貸借権の設定でございます。

大字平出...番地1にお住まいのAさんが所有いたします、伊那富...番地1、地目は登記現況とも畑、面積417㎡と、伊那富...番地2、地目は登記現況とも畑、面積245㎡を、大字伊那富...番地2のBが賃借し現場事務所及び資材置き場、駐車場を新設するための一時転用の申請でございます。町発注の湯舟配水池築造工事を施工するにあたり、場内での現場事務所、駐車場、資材置き場の仮設スペースの確保が難しいため、申請地を賃貸借契約し1年5ヶ月の期間で一時転用する計画です。申請地は10年未満の広がりのない農地で消極的2種農地ですが、一時転用であり許可に問題はないと判断いたしました。この件につきましては武井会長、上島委員から意見をいただいております。

<武井会長>

それでは私の方から説明をいたします。図面を見ていただきたいのですが（図面により場所の説明）、町の上水道の施設が、耐震性がないということで新たにその浄水場の右側の方へ新たに大きな浄水場のタンクをつくるということでございます。それに伴い請負者はBだそうでございますが、そこに工事用の車それから現場事務所がどうしても現在の辰野町の用地の中では敷地がないということで、この地籍がAさんの土地でございます。それでその下の方が駐車場になって上の方が現場事務所という風なことになるそうでございます。現在その周りというのは住宅がたたっておりまして、上は全部農地でございます。このような状況の中ではございますけれども一応1年と5ヶ月の間の転用の設定で工事をやりたいということでございまして、上島委員さんと確認をしましてこのところなら大丈夫だろうと、特に上の現場事務所の2階建てのプレハブがたたる訳でございますが、特に右側の方の道路を挟んで、林道でございますけれども

も、林道を挟んで右側の方につきましては耕作をされておりますのでなるべく左側の方に現場事務所の2階建てのをつくっていただいて、右側の方はもし車を入れるのなら車を入れていただくということでBさんとはそういう指導をしてみたいと思いますので、私の方としてはこの事務所それから駐車場についてはいろいろの問題は出ないだろうということでございますので、よろしくご審議をお願いしたいと思います。何かご質問ございますでしょうか。(「なし」の声)それではこの1番につきましては一応1年5ヶ月ということで、補足ですがBの方はあとはお返しするときにはトラクターをかけて一応耕作できるようにすることになっておりますので、付け加えておきます。それでは許可することにいたします。それでは2番をお願いします。

<足助事務局次長>

2番、所有権の移転でございます。

神奈川県川崎市麻生区千代ヶ丘七丁目..番地..にお住まいのAさんが所有いたします、大字辰野字丸山....番地、地目は畑、面積155㎡を、大字辰野...番地1のBさんが取得し駐車場を新設するための申請でございます。譲受人はこれまで町外で賃貸で相談所を経営しておりましたがこの度自宅で経営することとなり、家族及び来客用の駐車スペースを確保したい。また譲渡人は県外在住で耕作をしていくことが困難なため農地を縮小したいということから売買が成立しました。普通車5台分の駐車場を新設する計画でございます。申請地は第一種低層住居専用地域の用途地域であり第3種農地ですので、原則許可で問題ないと判断します。この件につきましては、赤羽委員、武井会長から意見をいただいております。

<武井会長>

それでは赤羽委員から詳細について説明をお願いいたします。

<16番赤羽委員>

16番赤羽です。9月23日に武井会長にお願いして、仲介者立会のもとに現地確認をいたしました。その結果、境界がはっきりしていること及び駐車場には碎石を敷くということで、雨水に対しての問題もないということを確認をいたしました。なお北側に隣接する畑があるのですけれども、まだ耕作をしておりますのでこの所有者に本件の話を通しておいてくださいということをお願いして、問題なしということで了解をいたしました。ご審議をお願いいたします。

<武井会長>

この件につきまして赤羽委員のほうから詳細について説明があったわけですが、この場所というのはほとんど住宅化されておまして、一部だけ畑があるわけでございます。赤羽委員の方からも話がありましたように駐車場でございますので、えらい作物には影響はないだろうということでございました。いかがでございますか。(「異議なし」の

声)この件につきましても許可することにいたします。それでは3番お願いいたします。

<足助事務局次長>

3番、所有権の移転でございます。

大字伊那富...番地1にお住まいのAさんが所有いたします、中央...番地2、地目は登記が田現況が畑、面積47㎡を、中央...番地のBさんが取得し駐車場を新設するための申請でございます。譲受人宅は敷地が狭く建物でいっぱいのため駐車場に苦慮していたため申請地を取得し普通車3台分の駐車場を新設するものです。申請地は第一種低層住居専用地域の用途地域であり第3種農地ですので、原則許可で問題ないと判断します。この件につきましては、松澤委員、山崎委員から意見をいただいております。

<武井会長>

それでは山崎委員の方から詳細説明をお願いいたします。

<4番山崎委員>

はい、4番山崎でございます。10月20日ですが2人で既に確認してあります。この土地は既に以前から賃借の関係でBさんが使用している土地なので、ここで譲り受けるという格好になります。境についても問題のないところであります。ご審議よろしくお願いいたします。

<武井会長>

山崎委員の方から詳細について説明があったわけですが、この件について何かご質問等ございますでしょうか。(「なし」の声)それではこの件につきまして許可することにいたします。続きまして4番。

<足助事務局次長>

4番、使用貸借権の設定でございます。

大字樋口...番地1にお住まいのAさんが所有いたします、大字樋口...番地1、地目は畑、面積217㎡を、大字樋口...番地1にお住まいのBさんが使用貸借し住宅を新築する計画でございます。先程説明しました4条1番と同時申請でございますが、譲渡人と譲受人は親子であり、現在同居している自宅の裏にある申請地に譲受人の自身の住居を新築するための申請でございます。申請地は10年未満の農地集団に接しており消極的2種農地と判断しましたが、位置的代替性がないため許可はやむを得ないと判断いたしました。この件につきましては山内委員、下田委員から意見をいただいております。

<武井会長>

それでは山内委員から再度詳細について説明をお願いいたします。

<9番山内委員>

はい、先程申したとおりでございますが、親子関係でありすべて水道関係下水道の関係も問題なく思います。ご審議をお願いしたいと思います。

<武井会長>

詳細について説明があったわけでございます。上水道下水道等が完備されている地域でございます。この件につきまして先程もお話をしたんですが、よろしいですかね。(「よし」の声)はい、この件について5条といたしまして許可することにいたします。議案の第1号につきましては以上となりますが、皆さんにご審議をしていただきましてありがとうございます。それでは議案の第2号にうつりたいと思います。農業経営基盤強化促進法の規定に基づく決定について、事務局の方からお願いいたします。

【農業経営基盤強化促進法の規定に基づく決定について】

<足助事務局次長>

利用権の設定であります。詳細は議案書の通りでございます。

計2件、4筆、面積は6041㎡です。経営面積・従事日数など、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしておりますので、ご報告いたします。

<武井会長>

詳細は記載されております。この件について何かご質問ございますでしょうか。(「なし」の声)よろしいですかね、それではただ今事務局の方からありましたとおりでございますのでよろしくお願いいたします。それでは一応議事といたしましては私の方から提案する1号それから2号につきまして終わったわけでございますが、その他で何かご質問ございますか。なければ報告事項にうつりたいと思います。それでは事務局お願いします。

報告事項

<足助事務局次長>

それでは報告事項ということで、まず専決事項ということでお願いしたいと思います、10月許可決定の5条2件につきましては、長野県農業会議から10月17日付けで許可相当の意見答申がありましたので、許可指令書を交付いたしております。

次に、農地法第18条第6項の規定による通知書について、合意解約であります、1件、議案書の通りでございます。添付書類も含め完備しておりましたので、事務局長専決により、書類を受理いたしました。

報告事項は以上でございます。

<武井会長>

はい、分かりました。最後のページにありますように、この合意のもとに解約ということで事務局の方から説明がありました。これは18条の6項の規定に基づいて提出があったものでございますのでよろしく願いいたします。それではその他に入りたいと思います。

その他

○農業功績者表彰・農業名人認定候補者の推薦について

<足助事務局次長>

(資料により説明・要綱を説明)次回の農業委員に該当ありましたら提出していただければと思います。去年は赤羽将秀さん。

○研修旅行について

<足助事務局次長>

(資料により説明)11月27日～28日

○大豆収穫・味噌仕込みについて

<6番赤沼委員>

(資料により収穫・仕込みの準備について決定・確認)11月20日(日)収穫、雨天の場合11月23日(水・祝)

<15番小野委員>

11月8日に脱穀。

○次回委員会開催日 12月5日(月)午後1時30分から 第6会議室

この議事録は、事務局が作成したものであるが、内容が正確であることを証するため、これに記名押印する。

平成 年 月 日

会 長 _____ 印

議事録署名人 _____ 印

議事録署名人 _____ 印